

番号	お問合せ	回答
14	申請方法について 申請のしかたを教えてください。	募集案内でもご案内しておりますがクラウドに申請書類一式をアップロードして申請いただきます。 日本芸術文化振興会HP「文化芸術復興創造基金による若手映画館時支援事業」のページに「申請方法はこちら」として『Ci Media Cloudアップロードガイド』を掲載しております。 お使いのパソコンのブラウザにより手順が異なりますので、ご確認いただき申請をお願いいたします。 事前の準備として提出年月日と申請団体名をつけたフォルダをご用意いただく必要がございます。助成金交付申請書のほかご提出いただくファイルにはそれぞれ申請団体名をつけていただきます。 そのほかブラウザの拡張機能の追加、Aspera Connectのインストール等必要ですので、お時間に余裕をもって申請してください。
13	1.添付資料について 法人に関する資料ですが、定款・規約等のほかに財務諸表も提出するのですか。	1)について 募集案内2ページの「(1)申請団体の条件」の「2. 団体・実績要件について」の「※1. 映画の製作活動を主たる目的とする我が国の団体とは 団体の定款・規約等に、団体の事業目的として映画の製作活動を行うことが明記されていること。」としています。これを確認するため、定款・規約等を提出していただきますので、財務諸表の提出は必要ありません。
12	申請について 監督が個人で申請できるのでしょうか。	今回は、若手映画監督を起用して劇映画を製作する我が国の団体を支援するという趣旨になっております。募集案内の3ページ「(3)申請できない団体」にも「※個人ではご応募いただけません。」と記載していますので、団体から申請するようご検討ください。
11	若手映画監督について 今までに監督した3作品を劇場公開した実績があります。1作品は監督作品単独での劇場公開を行いました。他の2作品は、1本が3監督の短編をオムニバスで上映する形式での劇場公開、もう1本が他の監督と1作品ずつ上映する「特集上映」の形式で劇場公開したものです。今回別の作品で申請を考えていますが、応募は可能でしょうか。	募集案内2ページに「1. 申請団体、条件等」「(1)申請団体の条件」に「1. 若手映画監督について」として「ここでいう「若手映画監督」とは、過去に、映画館での公開作品(劇場公開)が、今回申請する作品を含めて3作品以内であること。」としていますのでご参照ください。
10	団体の実績・要件について 今回申請を予定している作品のプロデューサーが、プロデューサーとして映画を製作した実績を有するのだが申請できますか。	申請団体の実績について、募集案内2ページ「1. 申請団体、条件等」「(1)申請団体の条件」の「※5. 実績について」に列記しています。お問合せいただいた件については、(2)の「申請団体の代表者、または、製作する映画のプロデューサーが、過去にプロデューサーとして映画を製作した実績を有すること。」に該当すると思われます。起用する映画監督が若手映画監督の要件を充たし、かつ申請する団体が※5に加え、※1、2、3(政策委員会の中核団体として申請する場合は※4も)の要件を充たしているようなら申請いただけます。
9	1. 団体・実績要件について 申請団体の実績について、募集案内2ページ「1. 申請団体、条件等」の「(1)申請団体の条件」の※5.実績についての(2)に「製作する劇映画のプロデューサーが、過去にプロデューサーとして映画を製作した実績を有すること」とありますが、今回申請する作品の監督がプロデューサーとしても映画を製作した実績があるのですが、監督とプロデューサーが同じ人物で申請をすることは可能でしょうか。 2. 助成金交付申請書【団体概要】の記載について 募集案内16ページの【団体概要】の組織の記載例に「⑤経理担当者と監査担当者はそれぞれ別の人物とし、その氏名を必ず記入してください。」とありますが、申請しようとしている団体が一人での法人となるため、監査担当者がいないのですが、こちらはどうすればいいのでしょうか。担当の税理士事務所の税理士の方の名前でも大丈夫でしょうか。	1)について 募集案内2ページの「(1)申請団体の条件」に記載されている若手映画監督についての要件と申請される団体の実績・要件を充たしている場合は申請いただけます。 2)について 募集案内16ページの【団体概要】の組織の記載例にお問合せのような事例を記載しておりますのでご参照ください(監査担当者として外部の会計事務所に依頼している事例)。
8	1. 審査基準に「イ. スタッフ・キャスト等に高い専門性、新たな創造性が認められること」と記載ありますが、こういった書類で判断されるのでしょうか?企画書の方に監督とプロデューサーの経歴を載せていますが、決まっている各スタッフに関してもあった方がよろしいのでしょうか。 2. 助成金のお支払いですが、「交付決定ののち、すみやかに指定の口座に助成金を振り込みます」とありますが、3月下旬の交付決定のすぐ、少なくとも4月にはお振込みいただけるという認識でよろしいでしょうか。 3.クラウドファンディングを実施予定ですが、そちらの金額はまだ実施しないとわからないため目標金額を記載すればよろしいでしょうか。	1)について 助成金交付申請書はいくつかのExcelシートに分かれていますが、【個表】の「活動の目的及び内容」についてのの中に、主なスタッフ、出演者を記入いただく欄を設けています。こちらには決定状況(確定、交渉中、予定等)を必ず記載してください。また、「スタッフ費内訳」「キャスト費内訳」にもそれぞれスタッフ、キャストを記入いただく欄を設けています。今回若手映画監督支援ということで、助成金交付申請書では監督の【個人略歴】を記載いただきますが、お問合せいただいたように企画書で補っていただいても結構です。 2)について 交付決定通知後すみやかに(おおよそ1か月以内)お支払いする予定です。 3)について 助成金交付申請書「活動の収支予算(収入)」の寄付金・協賛金欄にクラウドファンディングを実施されている場合は記載いただくこととなっています。団体個々の実施の状況に応じて、目標額、見込額等ご記載ください。
7	文化芸術復興創造基金を応募したいと思いますが、募集要項により、上映時間のところに「30～60分程度」を書いてありますので、今書いているシナリオは70分程度になりましたが、それは応募できますでしょうか?	募集案内3ページ「(3)申請団体の製作する劇映画について」に、申請いただく劇映画の上映時間について 30分～60分程度と記載しています。 たとえば、文化芸術復興費補助金「映画製作への支援」の劇映画は、上映時間が1時間以上となっておりますので、上映時間だけでいえば、こちらのほうが応募要件に合致しているといえます。「文化芸術復興費補助金 令和5年度助成対象活動募集案内 映画製作の支援」をお読みいただきご検討ください。コチラ→ https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/grant/applicant/download04.html

6	<p>同じ団体が、こちらの文化芸術復興創造基金ご寄附による支援事業劇映画(若手映画監督)に応募した場合、令和5年度日本映画製作(記録映画)への応募はできなくなるのでしょうか？</p>	<p>文化芸術復興創造基金ご寄附による支援事業劇映画(若手映画監督)に応募いただいた場合でも、別の作品であれば、文化芸術振興費補助金「映画製作への支援」の記録映画分野に応募いただくことは可能です。「文化芸術振興費補助金令和5年度助成対象活動募集案内 映画製作の支援」の10ページに以下の記載がありますのでご参照ください。</p> <p>応募できる活動数 一つの団体が1募集期間(第1回又は第2回)に応募できる活動数は[活動区分]ごとに1活動とします。</p> <p>複数応募の例1 ・[記録映画]Aを1活動、[記録映画]Bを1活動、計2活動を1募集期間に応募1の判定 ・同一分野のため応募不可。A、Bいずれか1活動に絞って応募してください。</p> <p>複数応募の例2 ・[劇映画]Aを1活動、[記録映画]Aを1活動、[アニメーション映画]長編を1活動、計3活動を1募集期間に応募2の判定 別分野のため3活動とも応募可。</p>
5	<p>1. 対象となる団体について 趣旨に「文化芸術復興創造基金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、長期にわたる公演等の中止など、財政的に非常に厳しい状況にある文化芸術団体を支援する目的で創設されました。」とありますが、財政的に厳しいフリーランスの作家たちで新規に設立した任意団体の場合も助成対象となりますでしょうか？ 構成員の実績はあるのですが、団体としての実績は新規立ち上げのためありません。また助成対象となる場合、審査において優先順位は下がるのでしょうか？</p> <p>2. 「映画館での有料での公開(劇場公開)を1週間以上」の定義について 映画系の大学の卒業展など学校イベントとして劇場で有料公開をしたものも本数にカウントされますでしょうか？</p>	<p>1)について 募集案内2ページ「(1)申請団体の条件」に記載されています。同様のお問合せがありましたので、4番のお問合せに対する回答もご参照ください。 審査については、募集案内19ページ「4. 申請後の流れほか」に以下のとおり基準が示されていますのでご確認ください。</p> <p>(2)審査基準 審査について、下記の項目が評価の対象となりますので、助成金交付申請書を作成する際に、必ずご確認ください。</p> <p>【企画内容】 ア. 若手映画監督の、今後の成長に期待が持てること イ. スタッフ・キャスト等に高い専門性、新たな創造性が認められること ウ. 作品の企画意図が明確であること エ. 作品の内容が具体的であること オ. 製作団体の実績に照らして、作品の完成及び公開が具体的であること カ. 企画意図に則した優れた内容であること</p> <p>【運営】 キ. 製作団体の運営(経理を含む。)が適正であること</p> <p>【社会性】 ク. 一般に広く公開される予定であること</p> <p>【その他】 ケ. 助成の緊要度が高い活動であること。</p> <p>2)について 今回起用する若手映画監督の要件として、募集案内2ページ「(1)申請団体の条件」の「1. 若手映画監督について」にここでいう「若手映画監督」とは、過去に、映画館での公開作品(劇場公開)が、今回申請する作品を含めて3作品以内であること。としています。 また、申請団体の実績として、同ページの「2. 団体・実績要件について」に※5. 実績について 次の(1)～(4)のいずれかの要件を充たすことが必要です。の(1)として、 (1)申請団体が映画館、ホール等での有料で公開(映画祭での有料の公開を含む)、オンラインによる有料配信、もしくは劇場公開・配信あわせて1週間以上有料で公開された映画を、過去に自ら製作した実績を有すること。としています。 加えて、募集案内3ページ「(3)申請団体の製作する劇映画について」の「4. 公開」に 令和6年12月31日(火)までに、映画館、ホール等での有料の公開(映画祭での有料の公開も含む)、オンラインによる有料配信、もしくは劇場公開・配信あわせて1週間以上有料で公開してください。としています。</p>

4	<p>法人格を有しない団体の要件</p> <p>申請団体の条件ですが、法人格を有しない団体の場合は、他の書類を提出する必要がありますでしょうか。</p>	<p>募集案内2ページ「(1)申請団体の条件」に記載されています。</p> <p>法人格を有しない団体の場合、「2. 団体・実績要件について」の「※2. 団体とは」の「(2)法人格を有しないが、次のア～オのすべてを充たしている団体」として、</p> <p>ア. 定款に類する規約等を有し、その規約等に以下のイ～エについてすべて明記されていること。</p> <p>イ. 団体の意思を決定し、決定したことを執行する組織が確立されていること。</p> <p>ウ. 自ら経理し、監査する等会計組織を有していること。</p> <p>エ. 団体の活動の本拠として事務所を有すること。</p> <p>オ. 企業会計原則に基づいた財務諸表、またはこれに類する書類(収支予算書及び決算書等)を作成していること。</p> <p>としています。</p> <p>もちろん、実績要件として、「映画の製作活動を主たる目的とする我が国の団体であること」は必須ですので、以下の※1、※3、※5も充たしている必要があります。また、製作委員会を組織する場合は、※4も充たす必要があります。</p> <p>※4の製作委員会の中で、総製作費を管理し、製作に係る経理事務や活動を統括する団体(「中核団体」として申請いただく場合には、<u>中核団体であることを証明する書類(製作委員会での業務内容が明示された契約書等)の写しを提出していただきます。</u></p> <p>※1. 映画の製作活動を主たる目的とする我が国の団体とは 団体の定款・規約等に、団体の事業目的として映画の製作活動を行うことが明記されていること。</p> <p>※3. 製作する映画の製作団体であること。 申請団体は、製作する映画の製作団体(作品に「製作」と明記されること)に限ります。「制作」や「製作協力」と表記される団体は申請できません。</p> <p>※4. 製作委員会を組織する場合 (1)製作委員会の名義では申請できません。 (2)製作委員会の中で、総製作費を管理し、製作に係る経理事務や活動を統括する団体(以下「中核団体」という。)が、※2の(1)か(2)に該当すれば、中核団体の名義で申請できます。ただし、中核団体であることを証明する書類(製作委員会での業務内容が明示された契約書等)の写しを提出していただきます。</p> <p>※5. 実績について 次の(1)～(4)のいずれかの要件を充たすことが必要です。 (1)申請団体が映画館、ホール等での有料で公開(映画祭での有料の公開を含む)、オンラインによる有料配信、もしくは劇場公開・配信あわせて1週間以上有料で公開された映画を、過去に自ら製作した実績を有すること。 (2)申請団体の代表者、または、製作する劇映画のプロデューサーが、過去にプロデューサーとして映画を製作した実績を有すること。 (3)申請団体の共同製作者が、過去に自ら映画を製作した実績を有すること。 (4)申請団体とともに製作委員会に所属している団体が、過去に自ら映画を製作した実績を有すること。</p> <p>そのほかの、申請書類については募集案内6ページ「2. 申請期間・方法等について」の「(3)申請書類」をご覧ください。</p>
3	<p>1. 若手映画監督の定義 「若手映画監督」はどのような定義になりますでしょうか？〇〇歳以下、商業作品〇〇本以下などの規定があれば教えてください。 (例えば、助監督歴20年45歳、商業監督作1本、は若手に入るのかなど)</p> <p>2. 作品について 30～60分ということですが、これ以上の尺の作品は対象外でしょうか？</p> <p>3. 公開について 「募集案内」を拝見すると、「劇場興行での有料上映」は必須ではないようですが、「ホール等」貸館にて上映でも「公開」にあたるのでしょうか。 その場合の会場キャパシティの下限はございますか？</p>	<p>1. について お問合せの1をご参照ください。(募集案内2ページ「(1)申請団体の条件」にも記載がございます。)</p> <p>2. について 募集案内3ページ「(3)申請団体の製作する劇映画について」に1. 上映時間30分～60分程度としています。</p> <p>3. について 今回申請いただく劇映画については募集案内3ページ「(3)申請団体の製作する劇映画について」の4.公開に、令和6年12月31日(火)までに、映画館、ホール等での有料の公開(映画祭での有料の公開も含む)、オンラインによる有料配信、もしくは劇場公開・配信あわせて1週間以上有料で公開していただくこととしています。</p>
2	<p>1.助成対象の経費が400万円に満たない300万円であれば、300万の助成金が支給されるのでしょうか。</p> <p>2.相談の回答はHPのどちらのページを見ればよいのかも教えてください。</p>	<p>1. について 募集案内7ページ「助成金交付申請書に記載できる経費」の(注2)に、助成金交付に際して、令和4年4月1日(金)から令和5年10月31日(火)の間に支払う助成対象経費の合計額が400万円を上回る場合、助成金(400万円)を交付しますが、実績報告書を提出した後の精算額について、令和4年4月1日(金)から令和5年10月31日(火)の間に支払う助成対象経費の合計額が400万円を下回る場合には、当該助成対象経費の合計額が助成金の額となります、としております。これを準用し、助成金額を300万円とするかも含めて審査で決定することとなります。</p> <p>2. について 日本芸術文化振興会HPの「文化芸術復興創造基金による若手映画監督支援事業について」 https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/shienn/reconstruction/2731.html お問合せと回答を随時アップしています。</p>
1	<p>劇場公開実績が3作品以内という条件がございましたが、こちらは劇映画もしくはドキュメンタリー映画などの指定はありますか？また、映画祭のノミネートで映画館で公開されたケースもあります。「劇場公開」の日数や回数、ジャンルなどの定義を教えてください。</p>	<p>今回は若手映画監督を起用した劇映画の製作を支援いたします。映画館での有料での公開(劇場公開)を1週間以上公開した監督作品が、今回申請する作品を含めて3作品以内とします。</p>